

特定非営利活動法人社会理論・動態研究所研究者資格認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人社会理論・動態研究所（以下「法人」という。）の研究所員の資格認定について、本法人の定款の第3章（会員）の規程に加えて、必要な事項を定めるものである。

(研究員)

第2条 本法人は、研究所員として専任研究員と兼任所員を置くものとする。

第3条 資格認定の手続きは、原則として、専任研究員と兼任所員は同じ規程によるものとする。

(公募)

第4条 本法人は、研究所員を研究紀要及びウェブサイトにおいて広く呼びかけるものとする。

(資格認定の審議)

第5条 入所希望者は、専任と兼任のいずれの場合とも、本法人に所属する研究所員1名により推薦を受けるか、志望動機書を理事長に提出しなければならない。

第6条 希望者からの連絡を受けて理事長は、速やかに、そのことを理事会に諮り、理事会は、希望者の資格認定の審議を行わなければならない。

第7条 担当者は、希望者の研究成果及び経歴等についての情報を収集し、これを理事会に報告しなければならない。

第8条 担当者の報告を受けて、理事会は、希望者が本法人の目的に照らして研究所員としてふさわしいかどうかを審議しなければならない。

(資格の認定)

第9条 理事会における希望者の資格の認定は、常勤と非常勤とを問わず、原則として、満場一致をもって裁決するものとする。

第10条 理事長は、理事会の決定に基づいて、資格認定の可否の結果を、速やかに、希望者に通知しなければならない。

第11条 本法人は、専任研究員の資格認定を受けた者に、認定証を発行するものとする。

第12条 研究所員は、ウェブサイトに掲載する所員情報および原稿を提出するものとする。

(役員との兼任)

第13条 研究所員の資格認定を受けた者は、常勤と非常勤とを問わず、本法人の役員を兼ねることができるものとする。

(資格の喪失、退所、除名)

第14条 研究所員の資格の喪失、退所、除名の扱いについては、本法人の定款の第3章に定めるところによるものとする。

第15条 研究所員の資格を喪失した者、本法人を退所した者、除名処分を受けた者は、速やかに、本法人の認定証を破棄しなければならない。

(役員解任)

第16条 前項の者で役員(理事)であった者に対しては、理事長は、この者を、速やかに、解任しなければならない。

(研究資金等)

第17条 本法人は、研究所員に対して給与の支給を行わず、研究支援を行う研究員の定数を定め、研究資金の補助を行う。兼任所員には、とくに研究資金の補助を行わない。

第18条 研究所員は、常勤と非常勤とを問わず、原則として、自身で外部資金を調達し、研究活動を行わなければならない。

(寄付)

第19条 研究所員による寄付金及びその他の拠出金品については、本法人の定款の第11条に定めるところによるものとする。

(会費)

第20条 研究所員は、理事会において定める会費を納入しなければならない。研究所員は、年会費として6000円を支払わなければならない。ただし、専任研究員、ならびにそれ以外の非常勤職従事者については、3000円とする。

附則

本規程は、2010年4月1日から施行する。

2020年11月1日改定